

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第158号

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1 歴史遺産型の美観地区の項中

「

千両ヶ辻界わい景観整備地区, 上京北野界わい景観整備地区, 西京樫原界わい景観整備地区及び本願寺・東寺界わい景観整備地区	(1) 門又は塀を有する場合にあっては, その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。 (2) 門又は塀を有する場合にあっては, 木竹, 石等の自然の材料で造られていること。ただし, これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては, この限りでない。
--	---

を

「

千両ヶ辻界わい景観整備地区, 上京北野界わい景観整備地区, 西京樫原界わい景観整備地区及び本願寺・東寺界わい景観整備地区	(1) 門又は塀を有する場合にあっては, その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。 (2) 門又は塀を有する場合にあっては, 木竹, 石等の自然の材料で造られていること。ただし, これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては, この限りでない。
--	---

に改める。

先斗町界わい景観整備地区	門又は塀を有する場合にあっては、その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。
--------------	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)